

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第6項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>前項の場合において、新たに当該放課後児童健全育成事業者の職員となった者で、職員となった日の属する年度の翌年度の末日までに研修(同項に規定する研修をいう。以下この項において同じ。)を修了することを予定しているものは、当該研修を修了するまでの間、研修を修了した者とみなす。</u></p> <p>5～6 省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4～5 省略</p>